

参考資料

本委員会が審議に際して前提する必要のある再生可能エネルギー特措法で規定されている(含 国会審議の中で確認されてい る)主な事項について



平成25年1月21日
資源エネルギー庁

法目的について

- 再生可能エネルギー特措法の目的は、再生可能エネルギーの利用を促進すること。また、それによって、国際競争力の強化、産業の振興、地域の活性化、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。
- こうした目的の下、制度の内容については、第2条以下の各条項において、具体的に規定されている。

【参考条文】

第1条

この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用するが、内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- 買取価格及び買取期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定める。
- 経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重する。
- なお、経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めるに当たり、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議するとともに、消費者問題担当大臣の意見を聞く。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

第3条第5項

経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（中略）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聽かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

- 買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態、規模ごとに定める。
- こうした区分については、経済産業省令で定める。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

- 買取期間は、「電気の供給の開始の時から、発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間」を勘案して定める。

【参考条文】

第3条第3項

調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

- 買取価格は以下の2点を基礎として算定する。
 - ①効率的に事業が実施された場合に通常要する費用
 - ②1キロワット時当たりの単価を算定するために必要な、1設備当たりの平均的な発電電力量の見込み（「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」）
- その際には以下の3点を勘案する。
 - ③再生可能エネルギー導入の供給の現状（「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」（※））
 - ④適正な利潤
 - ⑤これまでの事例における費用（「法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を供給する者の供給に係る費用」）
- なお、以上の算定プロセスにおいては、以下2点への配慮を行う。
 - ⑥施行後3年間は利潤に特に配慮
 - ⑦賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないこと

(※) 法律上、再生可能エネルギーの導入目標や導入見込量に基づいて買取価格を定めることとはされていない。

【参考条文】

第3条第2項

調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、（中略）再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（中略）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

第3条第4項

経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、第16条の賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

附則第7条

経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して3年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

サーチャージ単価について

- サーチャージ単価（「納付金単価」）は、毎年度、当該年度の開始前に経済産業大臣が定める。
- サーチャージ単価は、①÷②で算出される。
 - ①（電気事業者による買取の総額）
 - （電気事業者が支出を回避できた費用）
 - +（費用負担調整機関が指定された後に同機関が積算し、経産大臣の認可を得て決定される同機関の事務費用）
 - ②（電気事業者が供給する年間の電力量）

【参考条文】

第12条第2項

前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の1キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

第9条第1項

前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金の額は、（中略）特定契約ごとの第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額の合計額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

- 一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額
- 二 当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

- 過去に設置され既に発電を行っている、廃止前のRPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）の「認定を受けた設備」については、RPS法の規定が「当分の間、なおその効力を有する」とこととされており、これによって、これらの設備に関する従前の事業環境を保護するよう措置されている。

【参考条文】

附則第11条

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（中略）は、廃止する。

附則第12条

前条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「旧特別措置法」という。）第4条から第8条まで、第9条第4項及び第5項並びに第10条から第12条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、当分の間、なおその効力を有する。（後略）

<廃止後もなお効力を有するRPS法の規定（一部）>

第4条第1項

電気事業者は、（中略）廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（中略）により認定を受けた（中略）設備を用いて得られる新エネルギー等電気の経過措置利用量（中略）を経済産業大臣に届け出なければならない。

第5条

電気事業者は、毎年度、（中略）経過措置利用量以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない。

住宅における買取方式について

- 住宅用太陽光発電についての買取は、再生可能エネルギー特措法の国会審議において、余剰買取を継続するとの方針が確認されている。

【住宅用太陽光発電に係る買取方式に関する国会審議（例）】

<平成23年7月27日 衆議院・経済産業委員会より>

近藤三津枝（自民）議員

経済産業大臣、住宅からの買い取りは、（中略）全量買い取りではなく、（中略）余剰買い取りのままにするつもりなのか。端的に御答弁ください。

海江田万里 経済産業大臣

（前略）家庭の太陽光パネルによって行われる発電につきましては、まさに自民党政権の時代に、（中略）特に太陽光発電のような場合はなかなかこれが立ち上がってこない、供給されてこないということを埋めるために、太陽光発電について、とりわけ自家用の発電について、余っているものを買いましょうということになったのではないだろうかというふうに理解をしております。そういう形で、せっかく皆様方が汗をかいてそういう法律をつくってくださったわけで、そして、実際にこれまで何年かそういう制度でやってきたわけでございまして、その方々の期待値と申しますか、これから先もそういう形での買い取りが進むであろうという期待がございますので、それを一気に奪い去ってしまうことはなかなか難しいということが一つの原因になっておろうかと思います。もちろん、そのほかに、国民負担の総額を抑えなければいけないとか、それから、そういう形で、まず御自分で使っていただく、余ったものを売つていただくということになれば、御自宅では、それぞれの御家庭では節電意識に努めることになろうかと思いますので、そういうこともございます。それから、各戸での配線変更など制度変更による利用者の混乱を回避するなど、幾つかその他の意味合いもございます（後略）。

近藤三津枝（自民）議員

つまり、海江田大臣、家庭からの買い取りは、家庭で使用して余った電力、すなわち余剰電力を買い取る方針であるということで確認させていただいていいわけですね。（中略）今回の法案は家庭からの買い取りについては余剰買い取り制度であるということをしっかりと国民に伝えていただきたいと思います。

- 本委員会では、以上の法律の枠組みを前提に、議論を進めることになる。
- 法律の枠組みそのものについて変更の必要が生じた場合には、立法府において法律を改正することが必要となるが、その見直しについては、法律上、次のとおり、規定されている。
 - エネルギー基本計画が変更された場合には、その内容を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進制度の在り方について検討を加え、必要があれば見直しを行う。また、その後も、エネルギー基本計画が変更されるごとに法律の施行状況について検討を加え、必要があれば見直しを行う。
 - また、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要な措置を講ずる。
 - 加えて、2020年度末までの間に、法律の施行状況等を勘案し、抜本的見直しを行う。

【参考条文】

附則第10条第1項

政府は、東日本大震災を踏まえて（中略）エネルギー基本計画（中略）が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第10条第2項

政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されるごと又は少なくとも3年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第16条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第10条第3項

政府は、この法律の施行後平成33年3月31日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする。